



資料 1-1

府食第851号
平成17年9月1日

厚生労働省医薬品食品局
食品安全部 監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価課長

食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について

平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524001号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、平成17年8月24日に開催された第29回プリオント専門調査会における審議及びその後の専門委員からの意見を踏まえ、別添のとおり資料が必要となりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、資料の提出をお願いいたします。

なお、食品安全委員会における審議に用いる資料等は、公開を原則としております。つきましては、資料の提出にあたっては、その点ご考慮頂きますよう、お願いいいたします。



府食第857号
平成17年9月1日

農林水産省
消費・安全局衛生管理課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価課長

食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について

平成17年5月24日付け17消安第1380号をもって農林水産大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、平成17年8月24日に開催された第29回プリオント専門調査会における審議、及びその後の専門委員からの意見を踏まえ、別添のとおり資料が必要となりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、資料の提出をお願いいたします。

なお、食品安全委員会における審議に用いる資料等は、公開を原則としております。つきましては、資料の提出にあたっては、その点ご考慮頂きますよう、お願いいいたします。

別添

厚生労働省及び農林水産省に対して要請する資料

- 1 米国におけるBSE確認検査(WB、IHC)結果の判定体制。検査担当者が単独で判定するのか、または、専門家会議のような複数の専門家で判定するのか。
- 2 と畜場における検査体制の日米比較
- 3 2004年1月12日付けFSIS NOTICE 5-04のIII. A. 2に關し、FSISはBSE検査のためのサンプリングにおいて、20ヶ月齢以上の牛に関心を示しているとしているが、その理由。
- 4 米国のラボで使用しているELISA、WB及びIHCの詳細な検査プロトコル又は検査マニュアル
- 5 2005年7月12日付けFSIS NOTICE 46-05において、FSISの生前検査前に施設側が家畜を区分けすることについて、2005年7月26日より牛については停止されているが、本NOTICEを公布した背景、理由及び施行前後の牛の生前検査の具体的な方法とその違い。
- 6 輸入停止前の米国及びカナダからの牛肉、内臓、舌等の部位別輸入実績
- 7 カナダから米国へ31ヶ月齢の生体牛が輸出された事実に関する情報
- 8 米国における、と畜場等の衛生管理に関する規則の遵守状況に関する情報